

ごみ集積所設置の際のお願い

「松戸市における宅地開発事業等に関する条例」に該当しない小規模な宅地分譲や共同住宅の建築についても、計画時に、ごみ集積所を確保するよう設置の際には、下記事項についてご留意ください。

記

- 近隣への説明及び調整は必ず行ってください。
- 集積所の設置場所や形状については近隣や通行に配慮してください。
- 共同住宅等の専用ごみ集積所については、集積所の管理者の連絡先等の掲示をお願いします。
- ごみ集積所の維持管理及び使用者のごみ分別の徹底の周知をお願いします。
- 事前に廃棄物対策課まで協議をお願いします。

松戸市 環境部 廃棄物対策課